

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公開番号】特開2018-81919(P2018-81919A)

【公開日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2018-019

【出願番号】特願2017-233218(P2017-233218)

【国際特許分類】

H 01 B	13/00	(2006.01)
B 01 J	23/50	(2006.01)
B 01 J	35/02	(2006.01)
B 01 D	53/94	(2006.01)
B 82 Y	40/00	(2011.01)
H 05 K	3/12	(2006.01)

【F I】

H 01 B	13/00	503C
H 01 B	13/00	503D
B 01 J	23/50	Z N M A
B 01 J	35/02	H
B 01 J	35/02	J
B 01 D	53/94	280
B 82 Y	40/00	
H 05 K	3/12	610B

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月4日(2018.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

材料を焼結させるための方法であって、該方法が、

基板上にナノ金属粒子を堆積させる工程、および

該基板上の該材料の導電性が少なくとも2倍に増加するように、1マイクロ秒～100ミリ秒の持続時間で、該基板上の該ナノ金属粒子を焼結させるために、フラッシュランプによって該基板上の該ナノ金属粒子を照射する工程、
を包含し、

該ナノ金属粒子が、銅を含み、

該基板が、PETであり、そして

該基板上の該ナノ金属粒子が、周囲空气中において照射される、
方法。

【請求項2】

前記基板が、450以下の分解温度を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記堆積させる工程が、前記ナノ金属粒子から前記基板上に膜を作製する工程を包含する、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記堆積させる工程が、印刷を含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記印刷が、スクリーン印刷、インクジェット印刷、グラビア、レーザー印刷、ゼログラフィー印刷、パッド印刷、塗装、ディップペン、注射器、エアブラシ、リソグラフィーおよびこれらの組合せからなる群から選択される、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

前記堆積させる工程が、インク処方物内の前記ナノ金属粒子を堆積させる工程を包含する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記照射する工程が、ガンマ線、X 線、紫外線、可視光、赤外線、マイクロ波、電波およびこれらの組合せからなる群から選択される電磁放出パルスで前記ナノ金属粒子を照射する工程を含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記照射する工程が、前記材料が空気中で酸化し得るよりも速く該ナノ金属粒子を焼結する、請求項 1 に記載の方法。